

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

萩市における歴史的風致形成建造物は、重点区域の歴史的風致を形成する上でその保全を図る必要性が認められる建造物である。

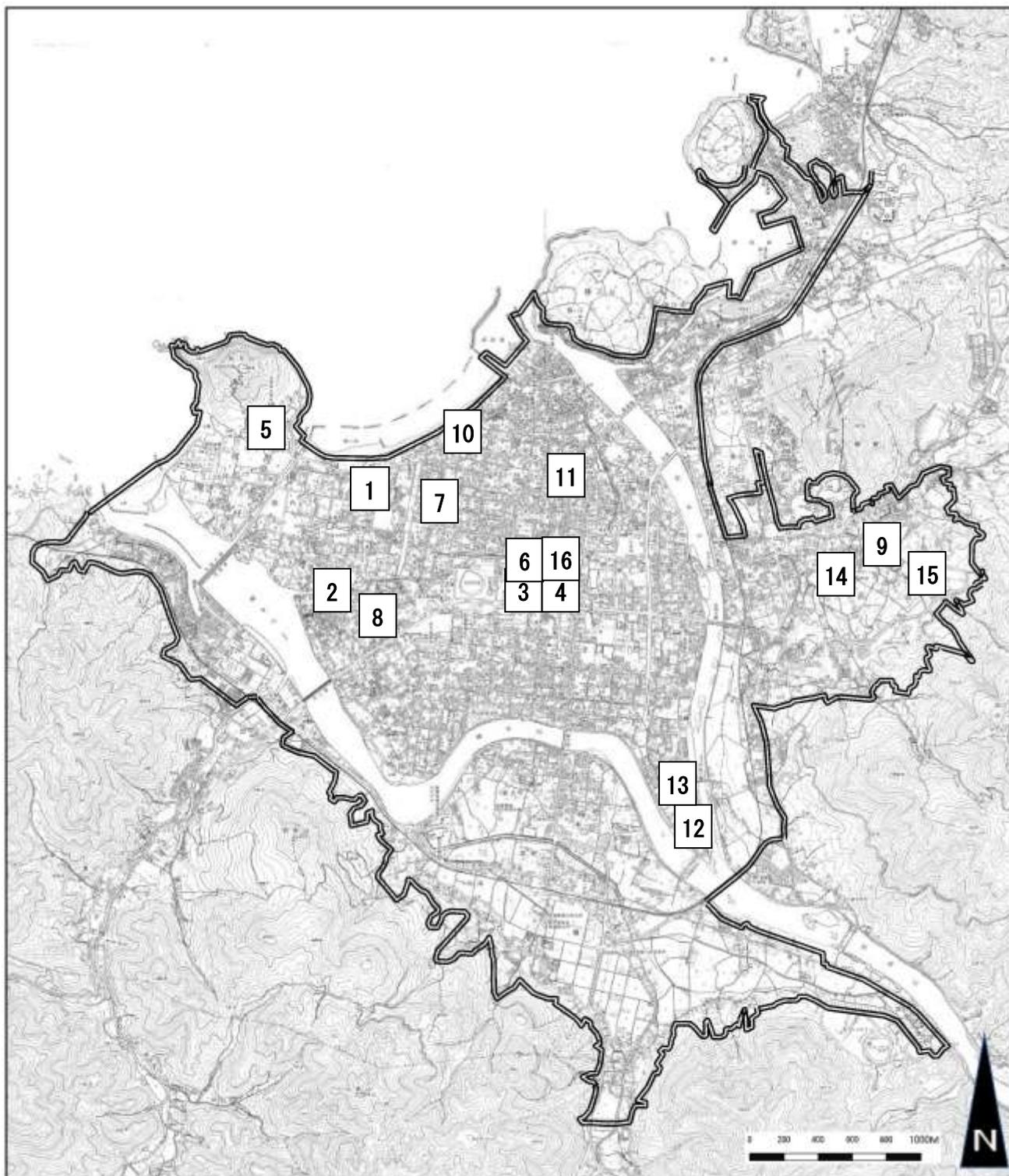
このため、史跡萩城城下町や重要文化財菊屋家住宅など萩城下町、松下村塾等の旧松本村周辺、萩反射炉等の小畑浦周辺の重要文化財等と歴史的に同じ経緯を有する、技術的に伝統を受け継いでいる、意匠的に同じ系譜に属する、景観的に一体をなし周囲と調和しているなどの関係性が認められ、かつこれに関わる地域の人々が、日常の伝統的な生活や祭事の中で、または歴史的な出来事の顕彰や教育の中で多様な活動が展開されているものであり、具体的には次に示す全ての事項を満たしていることを原則とする。

- (1) おおよそ昭和中期頃までに建造された萩の歴史上、文化上の価値を認められる様式を継承した建造物
- (2) 位置、意匠、形態、材質、技術等において、その価値の根拠や履歴等が明確であり真正性が説明できるもののうち、下記のいずれかに該当するもの
 - ① 文化財保護法第 57 条第 1 項に規定する登録有形文化財、第 90 条第 1 項に規定する登録有形民俗文化財及び第 132 条第 1 項に規定する登録記念物並びに重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第 1 条第 2 項第 6 号に規定する文化的景観における重要な構成要素
 - ② 山口県文化財保護条例第 4 条第 1 項に規定する山口県指定有形文化財及び第 37 条第 1 項に規定する山口県指定史跡名勝天然記念物
 - ③ 萩市文化財保護条例第 4 条第 1 項に規定する萩市指定文化財
 - ④ 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する伝統的建造物
(国選定重要伝統的建造物群保存地区内のうち伝統的建造物を除く。)
 - ⑤ 景観法第 19 条に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設
 - ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして萩市長が特に認めたもの
- (3) 所有者、管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持及び向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定されるものは、次表のとおりである。

2. 歷史的風致形成建造物候補一覽表

【歷史的風致形成建造物候補位置圖】



【第5章(2) - 3】

	名称 (築年)	写真	位置図 所在地	指定区分 指定年月日
1	旧周布家 長屋門 (江戸中期)		 萩市大字堀内	市指定 昭和37年1月11日
2	平安橋 (明和5年 :1768頃)		 萩市大字平安古	市指定 昭和37年1月11日
3	明倫館遺構 南門 (弘化5年 :1848)		 萩市大字江向	市指定 昭和48年2月13日
4	明倫館 遺構 観徳門 (嘉永2年 :1849)		 萩市大字江向	市指定 昭和48年2月13日
5	花江茶亭 (安政元年 :1854頃)		 萩市大字堀内	市指定 昭和48年2月13日

【第5章(2) - 3】

	名称 築年	写真	位置図 所在地	指定区分 指定年月日
6	明倫館遺構 聖賢堂 (嘉永2年 :1849)		 萩市大字江向	市指定 昭和58年3月19日
7	旧久保田家 住宅 (明治16年 :1883以前)		 萩市大字呉服町	市指定 平成15年6月27日
8	村田清風 別宅跡 (文政3年 :1820以前)		 萩市大字平安古	市指定 昭和37年12月24日
9	玉木文之進 旧宅 (天保3年 :1832以前)		 萩市大字椿東	市指定 昭和39年3月28日
10	菊ヶ浜土塁 (女台場) (文久3年 :1863)		 萩市大字今魚店町	市指定 昭和48年2月13日

【第5章(2) - 3】

	名称 築年	写真	位置図 所在地	指定区分 指定年月日
11	野山獄・ 岩倉獄跡 (嘉永4年 :1851以前)		 萩市大字今古萩	市指定 昭和48年7月31日
12	旧湯川家屋敷 (安政年間 :1854~1859)		 萩市大字川島	市指定 平成5年12月1日
13	桂太郎旧宅 (明治40年 :1907)		 萩市大字川島	市指定 平成10年1月27日
14	伊藤博文旧宅地 附 伊藤博文別邸 (明治40年 :1907)		 萩市大字椿東	市指定 平成10年8月31日
15	吉田松陰 誕生地 (天保元年 :1830以前)		 萩市大字椿東	市指定 平成13年12月20日
16	旧明倫小学校 (昭和11年 :1936)		 萩市大字江向	市指定 平成27年3月16日